

高知労働局発表
平成27年9月18日

高知労働局
賃金室長 上谷祐次
高知市南金田1-39
電話 088-885-6024

高知県最低賃金の改正について

- ・ 高知県最低賃金 時間額 693円
- ・ 効力発生日 平成27年10月18日

1 高知県最低賃金の時間額を平成27年10月18日から693円に改正

高知労働局長（伊津野 信之）は、高知地方最低賃金審議会（会長：中川 香代 高知大学教授）の答申に基づき、高知県最低賃金の現行の時間額677円を平成27年10月18日から時間額693円（引上額16円、引上率2.36%）に改正する旨を決定し、本日の官報に公示しました。

2 引上げは、平成17年度から11年連続 引上げ額は、平成6年以来の大幅な引上げ

高知県最低賃金は、平成17年度から11年連続の引上げとなりました。
引上げ額は、平成6年以来の大幅な引上げとなる16円となりました。

3 高知県最低賃金は、県内すべての労働者と使用者に適用

- (1) 高知県最低賃金は、産業や職種にかかわらず高知県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）と労働者を1人でも使用しているすべての使用者に適用されます。
- (2) 最低賃金の対象となる賃金には、①臨時に支払われる賃金②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金 ③時間外、休日労働等に対して支払われる割増賃金 ④精皆勤手当、通勤手当及び家族手当は含まれません。
- (3) 「電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業」等の特定（産業別）最低賃金が定められている業種・職種で働いている労働者及び使用者については、当該特定（産業別）最低賃金が適用されます。

【参考：高知県最低賃金額及び対前年上昇率、上昇額】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
最低賃金額	642円	645円	652円	664円	677円	693円
対前年度上昇率	1.74%	0.47%	1.09%	1.84%	1.96%	2.36%
対前年度上昇額	11円	3円	7円	12円	13円	16円